

# 株式会社ケーヒン

## 1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：株式会社ケーヒン
- (2) 所属部会：関東金属機械部会第1分科会  
業 種：輸送機器向け部品・機器・システムの開発，製造，販売
- (3) 資 本 金：69億円  
従業員数：4,355名  
(単独，2009年12月31日現在)

- (4) 営業品目：

自動車・オートバイのエンジン用燃料供給・排気ガス浄化関連部品，自動変速機用油圧制御弁類，空調系部品，エンジン・変速機及びHEV用電子制御系部品など

- (5) 経営哲学

社 是：私たちは，常に新しい価値を創造し，人類の未来に貢献する。

基本理念：人間尊重と5つの喜び

●人間尊重

自 立：自由な発想と自らの信念で行動し，結果に責任を持つ。

公 平：お互いの違いを尊重し，公平に接しよう。

信 頼：誠意をもってお互いを認め合い，足りないところを補い合おう。

●5つの喜び

社 会：良き企業市民の模範となることで，社会と喜びを分かち合おう。

お客様：高い技術と細やかな対応を通じて，お客様と喜びを分かち合おう。

取引先様：共創によりそれぞれが繁栄することで，取引先様と喜びを分かち合おう。

株主様：常に魅力ある私たちであり続けること

で，株主様と喜びを分かち合おう。

私たち：皆様から共感と信頼を得ることで，私たちの喜びを全員で分かち合おう



栃木開発センター

- (6) CIマーク



小さな部品が世界を変える

## 2. 知的財産部門の概要

- (1) 組織上の位置及び名称

組織名は知財・技術法務部であり，主に二輪・汎用事業統括本部及び四輪事業統括本部などの知的財産や製品法規に関する支援を行っている。

- (2) 構成及び人員

知財・技術法務部は特許課，知財・製品法務課，製品環境課から構成され，総勢46名が在籍している。

特許課は特許の出願から権利化，維持管理と特許調査業務を行っている。知財・製品法務課は主に商標，模倣品対応の業務，契約の審査と管理及び製品に関する法規制の調査などを行っている。また，製品環境課が環境物質の法規制に対して製品法規の遵法性を維持するために

物質管理の開発支援を行っている。

加えて、米・中・アジア5カ国、ブラジル、欧州2カ国の子会社に対する知的財産・製品関連法規の支援活動も行っている。

### (3) 沿革

1997年に株式会社京浜精機製作所、株式会社ハドシス、株式会社電子技研の3社合併により、自動車燃料供給系及び空調系部品のシステムメーカーとして、現在の株式会社ケーヒンが設立された。

知財・技術法務部は、会社合併に伴い3社の知的財産部門を統合して知財室として発足し、現在の知財・技術法務部に至っている。

## 3. わが社の知的財産活動

### (1) 出願と権利化

現在年間特許出願件数を150件（08年度）から200件（09年度）レベルまで引き上げるように活動をしている。出願件数を増加するに当たり、開発部署に期初の各部年間出願目標件数を設定してもらい、定期的な管理を実施している。加えて、特許部門として発明抽出会なども実施することで発明の抽出を支援している。一方、出願の質を低下させず、1件当りの明細書を簡素化する事により出願単価を引き下げ、出願件数を増加させる取組みを行っている。

我社の特徴は出願特許査定率の高さである。特に燃料供給関連の技術分野等においては業界でも高いレベルの査定率を維持しており、今後ともこの状態を維持すべく活動を続けていく。

また、審査請求、外国出願及び保有特許の維持管理については定期的に評価会を実施し、権利化の意義を確認した上で有効な特許権取得・維持に努めている。

### (2) 特許調査

特許調査に関しては、特に重要な開発テーマについては、開発の初期段階から開発者と特許課員が連携を取り、他社の特許動向把握や他社

特許対策を強化している。

### (3) 知財教育

新人の知財部員にはJIPAの研修の他にOJT、OFF-JTの知財教育を実施している。開発者向けに階層別知財講習や発明創出会といった啓蒙活動も行っており知財意識の向上に努めている。

### (4) 商標とブランド戦略

世界53カ国でCIマーク、製品ペットネームの商標権を取得すると共に最近時ではコーポレートスローガンである“小さな部品が世界を変える”，“Change the future”を商標出願し、国内外で権利化を推進中である。

但し、中国では、弊社の商標が剽窃登録され、1999年から第三者商標の取消手続きを継続している。

また、CIマークの使用基準を統一するためにロゴ使用ガイドラインを定めて海外子会社に配布する事で、世界的にブランドの維持向上を図っている。

### (5) 海外知財活動

知財活動：海外拠点の開発に関する知財支援は日本の知財部門が応援要請に応じて、その都度対応している。

機密管理：国内の管理基準を英文・中文化し、海外子会社へも配布する事で管理性の向上を図っている。

模倣品対策：海外子会社とのネットワークを作り、定置観測を実施している。

## 4. 今後の計画

特許に関しては、出願数の維持管理に加え、更なる特許の質向上が求められている。また、今後は新興国に出願を拡大し、よりグローバルな知財展開に対応していく。

更に、中国商標問題の解決に向けて重点的に取組むと共に、主に新興国における模倣品対策活動にシフトして行く。

(原稿受領日 2010年3月15日)